

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一〜九 略

十 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

十一 木質断熱複合パネル（平板状の有機系発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着した材料で、枠組がないものをいう。以下同じ。）

十二 木質接着複合パネル（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを接着した材料をいう。以下同じ。）

第二・第三略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一号に掲げる建築材料	（イ）	（ロ）
第一号に掲げる建築材料	—	—
第一号に掲げる建築材料	—	—
第一号に掲げる建築材料	—	—

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

（イ） 建築材料の区分	（ロ） 品質基準	（ハ） 測定方法等
第一号に掲げる建築材料	一 断面寸法及びその許容差の基準値が定められていること。 二 各構成要素の品質が定められていること。 三 必要に応じ、縦方向の内圧縮強度の基準値が定められていること。	一 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。 二 各構成要素ごとに、原材料受け入れ時に書類等で確認すること。 三 JIS A-1414（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）—1994の六、八の軸方向圧縮試験又はこれと同等以上に面内圧縮強度を確認できる方法によること。

<p>四 面外曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）一九九四の六、一〇の単純曲げ試験又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる方法によること。ただし、試験体に与える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができ。</p>
<p>五 必要に応じ、めりこみ弾性係数及びめりこみ強度の基準値が定められていること。</p>	<p>五 JIS A一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）一九九四の六、九の局部圧縮試験又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる方法によること。</p>
<p>六 必要に応じ、せん断耐力及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>六 次に定める方法又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる水平せん断試験の方法によること。 イ 試験体の有効幅は、同一形状及び仕様ごとに、九十十及び千並びにこれらの二倍の数値（単位 ミリメートル）とすること。 ロ 試験体の数は、イの区分についてそれぞれ三体以上とすること。 ハ 試験体の養生は、各構成要素の含水率がそれぞれ二十パーセント以下となるまで行うこと。 ニ せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。 (1) 試験体は、下部の三以上の個所において試験台上に固定し、ストッパーを設けるその他の有効な拘束措置を講ずること。</p>

<p>(2) 試験体の頂部を、正負交番加力が可能な油圧ジャッキで加力すること。この場合において、試験体の回転による耐力の低減のおそれのある場合は、その端部を次の(i)又は(ii)のいずれか若しくはこれらと同等以上の効力を有する方法により拘束しなければならない。</p> <p>(i) 左右両端部付近のタイロッドによる締め付け (ii) 頂部への一メートルあたりニキロニュートンの 載荷</p> <p>(3) 試験体の面外方向への変形を拘束するためのローラーの設置又はこれに類する措置を行うこと。</p> <p>(4) 加力は、回転の拘束の方法ごとにそれぞれ次の表の式により計算したせん断変形角が $\frac{1}{450}$、$\frac{1}{300}$、$\frac{1}{200}$、$\frac{1}{150}$、$\frac{1}{100}$、$\frac{1}{75}$ 及び $\frac{1}{50}$（単位 ラジアン）の順に、当該変形角を正負三回以上折り返すことにより行い、当該履歴下における荷重を適当な精度を有する方法で計測すること。</p>	<p>拘束の方法 せん断変形角（単位 ラジアン）</p>	<p>(一) 二(1)に掲げる方法 $\frac{d_3 - d_4}{H} - \frac{d_1 - d_2}{V}$</p>
---	---	---

□ (一) 以外の方法	$\frac{d_3 - d_4}{H}$
<p>この表において、d 1、d 2、d 3、d 4、H及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>d 1 載荷点から遠いほうの脚部の鉛直変位（単位：ミリメートル）</p> <p>d 2 載荷点から近いほうの脚部の鉛直変位（単位：ミリメートル）</p> <p>d 3 試験体頂部の水平変位（単位：ミリメートル）</p> <p>d 4 試験体脚部の水平変位（単位：ミリメートル）</p> <p>H 試験台から加力点までの高さ（単位：ミリメートル）</p> <p>V 試験体の有効幅（単位：ミリメートル）</p> <p>(5) (4)の後、漸増する変位を加え、最大の荷重を経過し当該荷重の八十パーセントに相当する荷重（明確な荷重の低下現象のない場合は、(4)のせん断変形角が1ラジアン）に達するまでの荷重—変形関係を適当な精度を有する方法で計測すること。</p> <p>ホ イの試験体の形状及び仕様ごとに、ニのせん断試験により求めたそれぞれの試験体の荷重—変形関係のうちニ(5)による加力を行った象限の包絡線（以下この号において「耐力曲線」という。）を用い、次に定める</p>	

<p>ところによって降伏耐力、終局耐力、最大耐力及び構造特性係数の数値を計算すること。</p> <p>(1) 最大耐力は、耐力曲線上における最大の荷重とする。</p> <p>(2) 降伏荷重及び降伏変位は、次による。</p> <p>(i) 耐力曲線上の、(1)の最大荷重のそれぞれ0・一倍及び0・四倍に相当する荷重に対応する点を通る直線を第I直線とする。</p> <p>(ii) 耐力曲線上の、(1)の最大荷重のそれぞれ0・四倍及び0・九倍に相当する荷重に対応する点を通る直線を第II直線とする。</p> <p>(iii) 耐力曲線の接線のうち、第II直線に平行である直線を第III直線とする。</p> <p>(iv) 降伏荷重は、第I直線と第III直線との交点に相当する荷重とする。</p> <p>(v) 降伏変位は、降伏荷重を表す直線を第IV直線とし、第IV直線と耐力曲線との交点に相当する変位（複数ある場合は、そのうち最小の変位）とする。</p> <p>(3) 終局耐力は、次による。</p> <p>(i) ニ(5)の加力の終了時の変位を終局変位とする。</p> <p>(ii) 耐力曲線、終局変位を表す直線及び変位軸により囲まれる部分の面積を計算する。</p>	
--	--

- (iii) 原点と(2)(v)ので降伏変位を得た点を通る直線を第V直線とする。
- (iv) 終局耐力は、当該荷重を表す直線、荷重軸、第V直線及び終局変位を表す直線で囲まれる台形の部分の面積が(ii)で計算した面積と等しくなる場合の耐力とする。
- (4) 構造特性係数は、次による。
- (i) (2)(v)の第IV直線と(3)(iii)の第V直線との交点の変位を求め、当該数値で(3)(i)の終局変位の数値を除して得た数値を弾塑性とする。
- (ii) 構造特性係数は、次に定める式によって計算した数値とする。
- $$D_s = \frac{1}{\sqrt{2\mu - 1}}$$
- この式において、 D_s 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- D_s 構造特性係数
- μ (i)で計算した弾塑性せん断耐力の基準値は、イの試験体の形状及び仕様ごとに、ホのそれぞれの数値を用いて次の表の(一)項から(四)項までの式によって計算した数値をそれぞれ平均し、その最小値にはらつきを考慮した低減係数を乗じて計算した数値とする。

(一)	$P = P_y$
(二)	$P = 0.2D_s \cdot P_u$
(三)	$P = \frac{2}{3} P_{max}$
(四)	$P = P'$

この表において、 P 、 P_y 、 D_s 、 P_{max} 及び P' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P せん断耐力の算出に用いる数値 (単位 キロニュートン)

P_y ホ(2)の降伏荷重 (単位 キロニュートン)

D_s ホ(4)の構造特性係数

P_{max} ホ(1)の最大耐力 (単位 キロニュートン)

P' 耐力曲線上における(4)のせん断変形角が $\frac{1}{150}$ (回転の拘束の方法を(1)に掲げる方法以外の方法とした場合にあつては、 $\frac{1}{120}$) ラジアンに相当する荷重 (単位 キロニュートン)

ト への計算に用いるばらつきを考慮した低減係数は、次に定める式によって計算する。

$$V = 1 - C_v \cdot k$$

この式において、 V 、 C_v 及び k は、それぞれ次の数値を表すものとする。

<p>七 必要に応じ、耐熱性能の基準値が定められていること。</p> <p>八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、(2)欄第四号の各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められていること。</p>	
<p>七 JIS A一四一四(建築用構成材(パネル)及びその構造部分の性能試験法)一一九九四の六・七の耐熱試験又はこれと同等以上に品質を確認できる方法により行う。</p> <p>八 次に定める方法又はこれと同等以上含水率の調整係数を確認できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ。</p> <p>イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 標本は生産、加工、流通及び施工のすべての段階で推定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を</p>	<p>V ばらつき係数</p> <p>Cv 試験を実施した形状及び仕様ごとのせん断耐力の変動係数</p> $k = \frac{r}{(n-1)\sqrt{Up}} \sqrt{n}$ <p>ただし、$r = (r-1)\sqrt{Up}$ は、自由度 $n-1$、非心度 \sqrt{Up} の非心 t 分布を示し、n は Cv の算出に用いた試験体の数、$Up = 1.64485$ とする。</p> <p>チ せん断剛性の基準値は、イの試験体の形状及び仕様ごとに、ホ(2)(i)の第I直線の傾きの数値を求め、それらの平均値とすること。</p>

	<p>適切に表すものとなるように、十以上を採取すること。</p> <p>(2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。</p> <p>(3) サイドマッチング用試験体は、(2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取すること。</p> <p>(4) 試験体の形状及び寸法はすべて同一とし、次に定めるところによること。</p> <p>(i) 試験体のせいはパネルの厚さと同じとすること。</p> <p>(ii) 試験体の幅はパネルの厚さの二倍以上とすること。</p> <p>(iii) 試験体の長さは、ロ及びハの試験における支点間距離(試験体の厚さの十二倍以上とする。)に五センチメートル又は試験体厚さの二分の一を加えた長さとする。ただし、支点間距離及びパネルの厚さが曲げ試験に与えるせん断の影響を適切に考慮してこれと同等以上の精度で試験の結果が得られる長さであることを確かめた場合は、この限りでない。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体は、温度摂氏二十度正負二度、相対湿度六十五パーセント正負五パーセントの</p>
--	---

	<p>九 必要に応じ、(イ)欄第三号、第四号のうち曲げ強度及び第五号のうちめりこみ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められている</p>
<p>環境下で平衡状態となるまで養生を行い、当該環境下で(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下で(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性の基準値を求めること。</p> <p>(1) 常時湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度九十五パーセント正負五パーセント</p> <p>(2) 断続湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度八十五パーセント正負五パーセント</p> <p>ニ 含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマツチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること。</p> <p>九 次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を確認できる方法による。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ。</p> <p>イ 試験体の採取は、(イ)欄第八号イによること。</p>	<p>九 次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を確認できる方法による。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ。</p> <p>イ 試験体の採取は、(イ)欄第八号イによること。</p>

<p>一七。</p>	
<p>ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とする。</p> <p>ニ サイドマツチング用試験体について、(イ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各特性値を求めること。</p> <p>ホ ニで得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合(以下「応力レベル」という。)を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマツチング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならぬ。</p> <p>ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。</p>	<p>ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とする。</p> <p>ニ サイドマツチング用試験体について、(イ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各特性値を求めること。</p> <p>ホ ニで得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合(以下「応力レベル」という。)を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマツチング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならぬ。</p> <p>ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。</p>

十 (イ) 欄第四号のうち曲げ弾性係数及び第五号のうちめりこみ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。

十 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。
 イ 試験体の採取は、(イ)欄第八号イによること。
 ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。
 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
 ニ サイドマッチング用試験体について、(イ)欄第四号及び第五号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。
 ホ 十体以上の調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体の二で求めた力学特性値の平均値に(イ)欄第八号の含水率の調整係数、(イ)欄第九号の荷重継続時間の調整係数及び(イ)欄第十号を乗じて得られる応力に相当する荷重を与え、弾性係数を求める際に用いた部分に相当する部分の変位を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間毎に五週間以上計測すること。
 ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、各時間

十一 (イ)欄第三号から第五号までの各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。

十一 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの調整係数を確認できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。
 イ 試験体の採取は、(イ)欄第八号イによること。
 ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。
 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
 ニ サイドマッチング用試験体について、(イ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学

<p>十二 接着耐久性に関する強度の残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。</p>	
<p>十二 次に定める方法又はこれと同等以上に強度の残存率を測定できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料及び接着剤の強度の残存率から計算した場合は、当該数値とすることができらる。</p> <p>イ 試験体の採取は、(ハ)欄第八号イによること。ただし、試験体の形状及び寸法については、次に定めるところによらなければならない。</p>	<p>特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で気乾状態まで乾燥させること。</p> <p>ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、(ハ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。</p> <p>ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ヘで得られた力学特性値の二で得られた対応するサイドマツチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。</p>

	<p>(1) 試験体の厚さはパネルの厚さと同じとすること。</p> <p>(2) 試験体の上面及び底面は矩形とし、辺の長さは二十五ミリメートル以上とすること。</p> <p>ロ サイドマツチング用試験体について、次に定めるところにより剥離強度を求めること。</p> <p>(1) 試験体の養生は、(ハ)欄第八号ロ(養生に係る部分に限る。)によること。</p> <p>(2) 次に定める剥離試験を行うこと。</p> <p>(i) 試験体の底面を試験台に、上面を荷重ブロックに接着すること。この場合において、接着剤はパネルの引張強度以上の強度を有するものとしなければならない。</p> <p>(ii) (i)の荷重ブロックを介し、試験体の厚さ方向に引張荷重を漸増して加えること。</p> <p>(iii) 試験は、パネルの表面が剥離するまで行い、試験体に加える荷重を適切な精度を有する機器で計測すること。</p> <p>(3) サイドマツチング用試験体の剥離強度は、(2)の試験で得られた最大荷重を受圧面積で除した数値とすること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。</p> <p>ニ ハの劣化処理後の試験体について、ロ(試験及び試</p>
--	--

試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。()に定めるところにより剥離強度を求めること。
ホハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 加熱冷却法 次の(i)から(v)までの処理を順に実施する方法
 - (i) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する。
 - (ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。
 - (iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。
 - (iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で三時間曝露する。
 - (v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。
 - (vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で十八時間曝露する。
- (2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法
 - (i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。
 - (ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。
 - (iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で

- (3) 気乾状態になるまで乾燥する。
減圧法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法

- (i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に三十分間以上浸漬する又は気圧と同等に加圧した温度摂氏六十五度の水中に一時間以上浸漬する。
- (ii) 気圧と同等に加圧した常温水中に三十分以上浸漬する。
- (iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で六時間以上(偶数サイクル及び最終サイクルは十五時間以上とする。)、気乾状態になるまで乾燥する。

へ 強度の残存率の算出に用いる数値を、調整係数用本試験体ごとに計算した、二で得られた剥離強度の口で得られた対応するサイドマツチング試験体についての剥離強度の平均値に対する比率を更に平均して得た数値として計算すること。

ト 強度の残存率は、へで計算した数値について、使用する環境に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 常時湿潤環境 加熱冷却法(繰り返し回数)を六回とする。()による試験で得られた数値

第一第十二号に掲げる建築材料	<p>十三 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防腐剤含有量の基準値が定められていること。</p> <p>耐久処理（インサイジングを含む）による力学特性値の低下率の基準値が定められていること。又は、担保される力学特性値が低下率を反映したものであること。</p>	<p>十三 次に定めるところによる。</p> <p>イ 耐久処理に用いた薬剤の種類及びその分析は、JIS K 一五七〇（木材防腐剤）一一九九八による。</p> <p>ロ 耐久処理による力学特性値の低下率の基準値は、耐久処理を施したものについての㊦欄第四号から第六号までの各基準値の耐久処理を施さないものについて当該基準値に対する比率とする。</p>
<p>一 断面寸法及びその許容差の基準値が定められていること。</p> <p>二 各構成要素の品質が定められていること。</p> <p>各構成要素を接合する接</p>	<p>一 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。</p> <p>二 各構成要素ごとに、原材料受け入れ時に書類等で確認</p>	

<p>着剤について、その品質が JIS、K 六八〇六（水性高分子—イソシアネート系木材接着剤）一一九九五と同等以上として定められているものを用いていること。</p>	
<p>三 必要に応じ、縦方向の内圧縮強度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 JIS A 一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）一一九九四の六、八の軸方向圧縮試験又はこれと同等以上に内圧縮強度を確認できる方法によること。</p>
<p>四 面外曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A 一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）一一九九四の六、一〇の単純曲げ試験又はこれと同等以上に㊦欄の基準値を確認できる方法によること。</p>
<p>五 必要に応じ、せん断耐力及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>五 第一第十二号に掲げる建築材料の項㊦欄第六号の方法によること。</p>
<p>六 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、㊦欄第四号の各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められて</p>	<p>六 第一第十二号に掲げる建築材料の項㊦欄第八号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。</p>

<p>七 必要に応じ、(六)欄第三号及び第四号のうち曲げ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。</p>	<p>七 第十二号に掲げる建築材料の項(六)欄第九号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。</p>
<p>八 (六)欄第四号のうち曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。</p>	<p>八 第十二号に掲げる建築材料の項(六)欄第十号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。</p>
<p>九 (六)欄第三号及び第四号の各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。</p>	<p>九 第十二号に掲げる建築材料の項(六)欄第十一号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。</p>
<p>十 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防腐剤含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十 第十二号に掲げる建築材料の項(六)欄第十三号の方法によること。</p>

<p>保される力学特性値が低下率を反映したものであること。</p>	
-----------------------------------	--

別表第三(検査項目及び検査方法)

<p>建築材料の区分</p>	<p>検査項目</p>	<p>検査方法等</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二(六)欄に規定する品質基準のうち第一号、第二号及び第十一号</p>	<p>一 構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の生産条件が異なる毎に別表第二(六)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p>
<p>第一第十二号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二(六)欄に規定する品質基準のうち第一号及び第二号</p>	<p>一 構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の生産条件が異なる毎に別表第二(六)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。